

# 東京弁護士会の 新型コロナウイルスへの対応

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、本年4月7日、緊急事態宣言が発出。感染拡大を防ぐため、外出・移動・営業が制限され、「三密」を避けることが要請されるという、かつて経験したことのない事態が発生しました。

感染リスクの完全な収束にはまだ相当な時間を要すると言われていた中で、本特集では、これまでの当会の各分野における対応を報告するとともに、ウィズコロナ、アフターコロナに向けての弁護士、弁護士会の課題をお伝えします。

かつてない緊迫した状況の下において、当会ではいかなる決断をし、どのように活動を維持してきたのか。大変読み応えのある内容となっています。是非ご覧ください。

LIBRA編集会議 田中みどり、西川 達也

## CONTENTS

|                                       |      |
|---------------------------------------|------|
| I 当会の対応について                           |      |
| 1 総論 .....                            | 3 頁  |
| 2 常議員会、事務局体制、裁判所との連絡、懲戒請求への対応等 .....  | 5 頁  |
| 3 弁護士会館の閉鎖と感染症対策、司法修習、財務について .....    | 6 頁  |
| 4 法律相談体制について .....                    | 7 頁  |
| 5 多摩支部、合同図書館、各種人権相談 .....             | 9 頁  |
| 6 刑事弁護、会員窓口、広報について .....              | 10 頁 |
| 7 海外の弁護士会との情報交換、研修について .....          | 11 頁 |
| II 弁護士業務と新型コロナウイルス対応                  |      |
| 新型コロナウイルス感染拡大と災害対応 .....              | 12 頁 |
| III 法律相談への対応、市民への情報提供について             |      |
| 1 法律相談センターのコロナ禍への対応について .....         | 14 頁 |
| 2 中小企業法律支援センターの新型コロナウイルス対応の取り組み ..... | 16 頁 |
| IV 会員アンケート結果報告                        |      |
| 会員アンケートの実施結果について .....                | 18 頁 |

## I 当会の対応について

## 1 総論

会長 富田 秀実 (34 期)



## 1 新型コロナウイルス感染拡大下での始動

当会の新役員は、4月1日に就任したが、その当時も、新型コロナウイルスの感染症が拡大しつつある状況にあり、正に、新型コロナウイルス感染拡大下での始動であった。例年、就任直後に関係官署への挨拶廻りをしていたが、本年度は、最高裁判所（長官、判事）、東京高等裁判所（長官）、東京地方裁判所（所長）、東京家庭裁判所（所長）そして法務省（事務次官）や警視庁（警視総監）への挨拶廻りにとどめ、検察庁や法テラス本部への訪問は控えた。

## 2 緊急事態宣言発出後の取り組み

4月7日には、政府より緊急事態宣言が発出された。これを受けて、13日から弁護士会館が閉鎖された。

当会の緊急事態宣言下の取り組みとして、「会員や職員の感染を防止すると同時に会務の継続を図るための方策を講じること、緊急事態宣言の下で市民や事業者が生じた法的問題に対して、弁護士や弁護士会が社会生活上の医師としての役割を果たすための態勢を整備すること」を基本方針とした。

## 3 事務局体制について

緊急事態宣言下においても、会長、副会長は出勤していたが、事務局体制としては、3月から行っている職員の勤務時間の短縮（9時45分～16時45分）に加えて、一部の職員（3～4割）を在宅勤務させ、業務を継続した。事務局窓口は閉鎖したが、会員に対する証明書等の発行や弁護士会照会、懲戒請求などは郵送で受付けた。このような事務局体制は、緊急事態宣言が解除された（5月25日）後の5月31日

まで継続した。窓口を再開した6月1日以降は、感染防止策を講じて（窓口や面談室へのアクリル板の設置など）、会員サービスを実施した。合同図書館も、6月1日に開館した。

## 4 法律相談、当番・国選弁護について

緊急事態宣言下においても、市民や事業者の間で生じた雇用関係や賃貸借関係等の法的トラブルや家庭内DVなどの法的問題が生じており、これらの法律相談に対応するため、面談相談を避けて、電話による相談体制を整備した。

日本弁護士連合会が設置したCOVID-19による法律相談（4月20日～7月22日）についても、当会が場所や人を提供するなど全面的に協力した。

また、当番や国選弁護の選任手続きも、第一東京弁護士会や第二東京弁護士会の対応が困難であったため、当会が、全面的に協力した。

## 5 会務活動について

各種委員会については、原則として4月初めから会館内での開催を避け、メーリングリストやZoomを利用して会議を行った。当会の規則上、根拠がなかったWeb会議は、6月8日開催の第3回常議員会で委員会議事規則を一部改正し、「情報通信技術」を利用しての委員会開催を認めた（資格審査会、懲戒委員会、綱紀委員会は除外）ため、6月以降は、Zoomを利用した会議を正規の委員会の会議と位置付けることが可能となった。

弁護士研修は、ほとんどが中止あるいは延期されたが、6月にYouTubeを利用した研修を実施した。

7月までに開催された会員集会（4月23日、7月17日）や8月までに開催された5回の会派懇談会（会派

懇), 7月15日に開催された夏期合同研究(8つの分科会と1つの全体会。のべ1000人を超える会員が参加)も、すべてZoomを利用して開催した。

## 6 総会について

5月26日に予定されていた定期総会は、早々に延期することを決定した。定期総会は、前年度の決算や本年度の予算という重要な議案が議題であり、しかも本年度の暫定予算は3か月間しか確保されていないので、6月30日に感染予防策を講じて開催に至った。

また、総会委任状の受任個数を10個から30個に増加する議案を審議する予定であった7月30日の臨時総会は、会則改正に必要な定足数の200人の出席が困難な状況にあったため、その開催を延期し、同議案は、9月24日開催の臨時総会において、死刑制度の廃止に向け、まずは執行停止を求める決議案とともに審議した。両議案とも臨時総会で承認された。

## 7 会長声明

(新型コロナウイルス感染に関するもの)

(1) 緊急事態宣言下において、市民や事業者の間で生じたさまざまな法的問題に対して、当会の弁護士や弁護士会が社会生活上の医師としての役割を果たすべく、当会は、4月24日に、「新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言の影響を受ける市民及び事業者の皆様への支援を表明するとともに、より相談しやすい法律相談体制の構築を目指す会長声明」を発出した。

(2) 東京拘置所や立川拘置所が緊急事態宣言を受けて、原則として一般面会を一律禁止する措置を取ったことに対し、当会は、4月27日に、「一律に一般面会の機会を奪うような制限を科すことは重大な人権侵害のおそれがあるため」「直ちにあらためるべき」との会長声明を発出した。

同時に、東京地方裁判所や東京家庭裁判所の

裁判期日や調停期日のほとんどが延期ないし取消されたことに対し、早期の期日指定や再開の申し入れをするなど、協議を続けた。

(3) 「入管施設」の外国人収容者に対し、出入国在留管理庁は、「新型コロナウイルス感染対策として、5月1日から収容者の仮放免を積極的に活用する」としたが、当会は、5月28日、「仮放免に際して」「住居の提供」や「就労の許可」など「適切な生活支援を行う」と「全件収容主義の是正」を求める旨の会長声明を発出した。

(4) 政府は、新型コロナウイルス感染拡大により世帯収入、アルバイト収入等が激減し、経済的困窮に陥った学生等に対し、「学生支援緊急給付金」を創設したが、当会は、6月11日、この給付金制度において外国人留学生にのみ「成績優秀者」の条件が課せられている点、本給付金の対象から朝鮮大学校を対象外とした点が差別的設計であり、ただちに本制度における差別是正を求める旨の会長声明を発出した。

(5) 東京出入国在留管理局の職員や被収容者に新型コロナウイルス感染者が発生したことに対し、当会は、8月18日、積極的な仮放免の実施と仮放免後の医療の確保などを求めるとともに二次感染防止やこれまでの感染状況と感染防止策の公表を求める旨の会長声明を発出した。

## 8 今後の取り組み

現在も、新型コロナウイルス感染の状況は続いており、その終息も見えない。

しかし、このような状況にあっても、新型コロナウイルス感染の防止策を必要十分に講じながら、当会が直面しているさまざまな課題については、しっかりと成果を出す必要がある。本年度の執行部は、今後も弁護士会の在るべき方向を目指して、鋭意、会務に精励し、課題に取り組んでいく所存であるので、会員の皆さまのご理解とご協力をお願いする。

## 2 常議員会、事務局体制、裁判所との連絡、懲戒請求への対応等

副会長 木村 英明 (46期)



### 1 緊急事態宣言発出までの業務

新型コロナウイルス感染者数の増加を受けて、当会事務局は、平常は9時から17時までの勤務時間を、3月3日以降9時45分から16時45分までに短縮した(時短勤務)。

4月に入って感染者数の増加が顕著になり、緊急事態宣言発出も予想されるようになった。会館の閉鎖や職員の在宅勤務の検討が始まる中、4月6日に第1回の理事者会を開催し、翌7日の常議員会の議題を人事、入会審査及び総会付議案件に絞って審議すること、緊急事態宣言が発出された場合は、職員の出勤を少なくとも週2日にとどめて最小限の業務を行うこと、窓口業務を休止し、書面の授受は郵便を用いること等が決定された。

4月7日の常議員会は、感染防止策をとったうえで55名の出席を得て開催され、1時間程度で終了した。

同日、東京三会の筆頭副会長と災害担当副会長6名が、東京地裁において高裁・地裁・家裁・簡裁の事務局長・所長代行政と面会し、裁判所の業務の大幅な縮小について説明を受けた。同日夕方、緊急事態宣言が発出された。

### 2 緊急事態宣言終了までの業務

4月13日からは、会館への立ち入りが制限され、原則として地下1階通用口から会員と職員のみ入館が許されることとなった。

事務局においては、窓口業務がなくなったものの、弁護士会照会だけは、依然として多くの申請があり、出勤した担当職員の負担が重く、他課職員の応援を仰いだこともあった。

懲戒請求も郵送による申立てが続いていた。4月から新たに懲戒請求者の本人確認書類の提出を求めることになったため、担当職員の負担が増した。

当初5月6日までとされていた緊急事態宣言は、5月4日に5月31日まで延長されることが発表されたが、当会としては、職員の執務体制を連休前に確定しておく必要があったため、4月27日の理事者会で4月中の執務体制を5月7日以降も継続することを決定した。

また、5月1日の理事者会で、同月26日に予定されていた定期総会を6月30日に延期することが決定された。

5月11日開催の常議員会(50名出席)では、総会付議案件と意見書が承認された。

職員の給与や賞与などについての組合との交渉が4月以降も継続していたが、5月中に合意に達し、協定書の締結に至った。

### 3 今夏の業務

6月1日からは、職員の在宅勤務を終了し、全員が従前の時短勤務に戻った。この時短勤務は、期限付きで実施していたが、感染の収束が見られないことから、期限を設けずに当面の間実施するものとした。

ただ、職員の中には、通勤の際の感染を危惧する声があるため、時差出勤制度の検討に入り、オンラインを利用したテレワークについても、8月下旬から少数の職員で試行して実現に向けた検討と機材の整備を始めた。

さらに、6月8日の常議員会(67名出席)では、Webを用いて会議を開催することを可能にする委員会議事規則の改正などが承認された。これにより各種委員会の活動の再開が容易になった。

6月30日に開催された定期総会は、会場内の座席の間隔をあけるなどの感染防止対策をとった上で196名の本人出席を得て、予算を始めとするすべての議題が承認されたが、7月30日開催予定の臨時総会は、残念ながら延期せざるを得なかった。



7月31日に、東京三会の副会長6名が、東京地裁において所長代行に面会して、審理の促進や今後再び緊急事態宣言が出るような場合の裁判所業務についての協議の申入れを行った。

8月1日付けで職員の人事異動を実施し、9月以降の当会の活動を支える体制を整えた。

**4** 4月以降各種委員会が休止する中で、常議員会と同会内入退会審査調査会は、予定どおり開催していたため、当会の運営に必要な議案の審議や当会の入会手続きは滞りなく行われた。私の担当する部門は休止することが困難であるところが多く、これを実行してくださった会員や職員の皆さんには深く感謝する次第である。

### 3 弁護士会館の閉鎖と感染症対策、司法修習、財務について

副会長 吉村 誠 (47期)



#### 1 突然の会館閉鎖決定

会館閉鎖の決定は、緊急事態宣言が発令された4月7日に開催された弁護士会館災害対策本部で、「明日から会館を閉鎖する（正確には、地下1階の地下鉄口と1階の入り口を閉鎖し、一般市民の立ち入りを禁止し、一般会員の立ち入りも制限する）」という通告を突然受けてのもので、当会で主体的に判断したものではなかった（但し、閉鎖の判断は妥当と評価している）。

当会としては突然の告知に仰天したが、会員に対する告知と閉鎖時に継続する必要のある会員サービスをどのように継続するかを考える時間が必要なので、週明けの13日まで閉鎖を待つよう申し出て、了承された。ここで得た3日間（土日を除く）で、必要な方策を立案し、当会のWebサイトに掲示する等して告知した。その後も逐次情報を更新している。なお、4月6日に裁判所の執務体制について告知を受け、その内容を弁護士会のWebサイト内会員ページで告知している。

#### 2 会館閉鎖中・閉鎖解除後の弁護士会館の感染対策

閉鎖期間中の弁護士会館の感染症対策としては、会館内の役職員は、マスクの着用、手指の消毒の励行、

ソーシャルディスタンスを守る等の対策を行っていたが、この期間は、会館に立ち寄る会員、一般市民がいないため、立寄り者の感染者も当会からは1名（全体で5名）のみにとどまり、感染は抑えられていたと評価できると思う。

開館後の感染対策としては、閉鎖中に行ってきた対策に加えて、入館者への手指消毒、マスク着用、ソーシャルディスタンス確保の要請、各窓口へのアクリル板の設置、4階面談室の定員制限や各室のアクリル板設置、委員会等各種会議のオンライン開催、業務時間の短縮、来館によらない各種申請や納付の要請等を行っているが、緊急事態宣言が解除され、会館の閉鎖を解いてからは、徐々に感染者の報告も増えるようになっていく。会館の閉鎖当時は、ゴーストタウンのような会館でコロナの影に怯える毎日であったが、現在は、「確実に存在している感染者から感染しない、感染者と接触したとしても、濃厚接触者の認定を受ける形で接触しない」という、二つの観点で対策を講じている。

#### 3 緊急事態宣言が与えた司法修習・弁護士倫理・予算編成への影響

当職の担当分野で、災害・会館以外で緊急事態宣言の影響を強く受けたのは、司法修習・弁護士倫理・財務（予決算）であった。

## I 当会の対応について

司法修習は、司法研修所から連発される事務連絡を受け、各種修習行事が次々と中止・縮小・延期・Web開催等の変更を余儀なくされ、現場は大混乱した。更に、本年度の司法試験が延期されたことを受けて、翌年度の弁護士修習は、74期と75期の修習生の両方が同時に修習を行う時期が発生することが予想され、現在も混乱のさなかにある。

倫理研修については、弁護士会館に大人数の会員を集めての研修は三密必至で行うべきでないと判断し、当会自前の研修を中止し、日弁連のe-ラーニングで代替することを日弁連に上申し、了解を得た。これにより代替研修を受けることになった会員の数は、何と

約2200人に上り、これらのすべての会員に対して、Web研修を受けてもらうために告知をした（1コマ100人ずつ）。この告知のための事務局の作業は膨大なものとなった。対象となる会員は、研修を受け損なわないよう注意されたい。

決算報告についてはイベント中止による支出減が多少あった。予算編成においては、収入・支出ともに影響を織り込む作業を行った。人を集めてのイベントが軒並み中止となっていることによる支出減が具体化しているが、今後、不測の収入減がある可能性も十分あり、半年後の決算時にどのような結果となるか、現状では不確定である。

## 4 法律相談体制について

副会長 田島 正広 (48期)



## 1 緊急事態宣言下での相談体制の模索

緊急事態宣言発出直前の頃、各法律相談センターでは新型コロナ感染防止策の不備が指摘されていたが、これは4月から当会運営のセンターで試行的に実施された相談担当弁護士の事務所待機型相談でも概ね同様であった。また、各センターで3月以来暫定実施され、三会運営のセンターでは4月も継続実施された無料電話相談においても、センターに来所する相談担当弁護士と職員の接点は感染リスクの点で不安視された。

かかる状況下での緊急事態宣言発出により、当会は、通勤や感染防止策未整備な環境での執務の際の三密を避けるため職員の出勤日数を制限することとなり、これにより各法律相談センターでは、事務局業務を委託している併設の公設法律事務所の休止もあって、運営に必要な最小限の人的体制を維持することが困難となった。この頃、一弁、二弁は、当会を上回る規模での会としての機能縮小を決めようとしていた。感染予防策に必要不可欠な消毒薬、飛沫防止シート、アクリルボード、非接触型体温計といった備品

類も市場では品薄の状況であった。続々ともたらされる各現場の厳しい現実を目の当たりにして、4月6日（宣言前日）夕方頃には、もはや全ての法律相談体制をいったんクローズせざるを得ないのかもしれないとの無念な思いも心中をよぎり始めていた。

しかし、このような状況であればこそ、「人権の東弁」が法律相談体制を維持しなくてはならないとの使命感はより強く存在しており、相談担当弁護士も職員も、不安感の一方でその使命感を共有し、委員会も相談体制を支える覚悟を示してくれた。そこで、減員体制の下でも実行可能な業務量を前提に、感染予防のために準備すべき備品類が不十分な現状においても実行可能な非接触型の電話・Webによる相談の可能性を急遽模索することになる。

## 2 非接触型の相談体制への移行

まずは、法律相談センターの機能停止をカバーする体制として、①市民相談については弁護士紹介センターの弁護士紹介の継続実施（電話での受付の再開（錦糸町法律相談センター及び法律相談課職員の協

力)、メールでの配点審査実施、初回及び継続相談での電話及びWebの活用、相談対応領域の拡大(消費者相談、生活保護相談、空き家相談等)), ②事業者相談については中小企業法律支援センターの相談体制の拡充(コンシェルジュ(配点担当)弁護士増員による電話相談対応)を、それぞれ関連委員会の了承を得て実施した。この時期他会では、電話相談の配点を実施しないところが散見されたが、当会では運営規模を縮小しつつも法律相談体制を維持して、市民の法的ニーズに寄り添う努力を継続した。

### 3 電話での各種法律相談の段階的再開

電話での各種法律相談については、電話相談室の三密を回避する等、相談を再開できる環境が整ったところから、各運営委員会の了承を得て段階的に再開した。子どもの人権110番、民事介入暴力被害者救済センター、マンション管理相談窓口、弁護士保険初期相談は、ほぼ相談体制を維持することができ、またLACの相談については日弁連よりも先に4月中旬には当会での配点を再開できた。

その後、5月以降には犯罪被害者支援センター、高齢者・障害者に関する相談(オアシス)、ほほえみホットライン、公益通報相談窓口を順次再開し、7月中旬には全ての電話相談窓口が再開した。

### 4 自治体等への派遣相談の段階的再開

東京三会による自治体等への派遣相談については、一弁・二弁と協議し、十分な換気、アクリルボードの設置等の物理的遮蔽、消毒の実施、マスクの着用、体温等の体調確認の実施(いわゆる5要件)を前提に、相談担当弁護士の了解を得られた場合に派遣相談を実施することとした。結果として、派遣先から派遣相談の延期要請を受けた一部の件を除いては、概ね相談体制を維持できた。

### 5 日弁連新型コロナ電話相談の実施

日弁連の新型コロナ無料電話相談(4月20日~7月22日)については、①市民相談については弁護士

紹介センターの相談担当者や関連委員会委員などから募った相談担当者が、②事業者向け相談については上述の中小センターのコンシェルジュ弁護士が、それぞれ対応した。全国の単位会の中には、この相談の実施体制が整っていないところもあり、当会会員が、近くは神奈川、遠くは四国からの電話相談に対応した。さらに、③相談者からの最初の電話受付対応を行う弁護士については、当会の会員に個別に依頼し、快くお引き受けいただいた(6月22日まで)。なお、当会では、日弁連の上記相談終了後も、独自に無料電話相談を継続している。

### 6 法律相談センターの段階的再開

法律相談センターでは新型コロナの感染状況の落ち着き方を見ながら、5月13日から電話相談を再開し、6月22日からは面談相談を再開した。さらに、相談室の狭い霞が関センターでは9月から電話相談の有料化を実施した。

### 7 課題と成果

このように、4月から7月にかけては相談体制をやむなく縮小したとはいえ、相談担当弁護士や職員の尽力のお陰でなんとか相談体制を堅持できた。弁護士紹介センターでの電話受付、メール審査の経験は、今後の検討課題である事務所持機型相談体制の実証実験ともなった。4月、5月の弁護士紹介センターでの相談配点件数は、昨年同月と比べて、10→46、11→47件と4倍増になっており、法律相談センターの機能の代替可能性が看取された。

また、中小センターでの配点担当弁護士による相談者からの聴取体制は、有事の際の一次対応に有用であることが実証された他、事務所持機型電話相談の予約受付手配のために池袋法律相談センターで試行された職員のテレワークの有用性も明らかになった。私たちは、これらの教訓と成果を生かしつつ、次なるハードルに立ち向かう決意をもって、引き続き法律相談体制の堅持に努めていく。



## 5 多摩支部、合同図書館、各種人権相談

副会長 村田 智子 (48期)



### 1 多摩支部について

緊急事態宣言により、一弁（本年度多摩支部事務担当会）、二弁の担当副会長と協議の結果、多摩支部会館は閉鎖された。各会の職員、特に一弁、二弁の職員の勤務体制が大幅に縮小される中で多摩支部会館に各会職員を勤務させることが困難であると思われるからである。

ただし、多摩支部の業務の内、刑事弁護業務だけは絶対に止めるわけにはいけないので、急遽、各会の刑事弁護担当の副会長と協議し、多摩支部の刑事弁護担当職員（東弁職員）には霞が関会館に来てもらうことになった。

様々なことがぎりぎりである状況の下、私が東弁多摩支部長に多摩支部会館閉鎖の旨を伝えることができたのは、宣言発令の1日前であった。このとき、「何か困ったことがあったらご遠慮なくご連絡いただきたい」とは言ったものの、支部長は突然の決定に困惑したのではないと思う。

多摩支部会館の閉鎖により、多摩支部の活動はままならず、支部会員には多大な不都合が生じたと聞いている。また、重要な多摩支部業務（司法修習業務等）のために多摩支部会館に出勤していた職員もいたが、その情報が然るべき支部の役員には伝わっていなかった。私も、多摩支部側のニーズを把握したくて、支部側とコミュニケーションを取ろうとしていたが、それもなかなか困難な状況であった。多摩支部側からも、緊急事態宣言が明けた後、今後同様の事態が起きた場合に多摩支部会館の閉鎖は避けてもらいたいとの趣旨の要望が出されている。

多摩支部に関しては三会で決めなければならないなど意思決定過程が非常に複雑であり、当会として方針を決めても、その通りに進むわけではない。しかし、当会の各担当副会長、支部の各支部長等とコミュニケーションを図りながら、少しでも良い方向に持っていきたいと思っている。

### 2 合同図書館について

合同図書館も緊急事態宣言直後に閉鎖されたが、問題はむしろ、緊急事態宣言後にどのように開館するかという点にあった。

当初は、利用方法を制限しながら段階的に少しずつ開けるという方法も検討していたが、当会による会員アンケートで「図書館を開けてほしい」という意見が多数あることがわかった。そこで、理事者から図書館側に申し入れをし、図書館側も前向きに検討した結果、時間を短縮して緩やかな人数制限をしながらも、6月1日からの開館が実現した。合同図書館の関係者の皆様には、この場を借りて御礼申し上げる。

### 3 7階の人権関連の電話相談について

当会では、子どもの人権110番、オアシス相談（高齢者・障害者向け）、サポート相談（犯罪被害者向け）、公害・環境110番等の人権関連の電話相談を、7階の一部屋で実施していたが、これも休止となった。

しかし、当会の子どもの人権と少年法に関する特別委員会が早期再開に向けて尽力し、4月13日には、まず子どもの人権110番が再開した。その数日前に開催された同委員会にて、多数の委員から「今、このような中で、家庭内等で辛い思いをしている子どもたちのために電話相談を止めるわけにはいけない」という意見が次々に出されたことは忘れられない。

オアシス相談、サポート相談、公害・環境110番は、一弁・二弁と共同で実施しているため、他会との調整が必要であったが、サポート相談は他会に先んじて5月上旬から、オアシス相談と公害・環境110番は他会と一緒に6月から再開した。

6月以後は、7階電話相談の部屋の「密」を避けるため、一部を別部屋に移動させる等の対応をしているが、今後も、「人権の東弁」を担う会員が安心して相談業務に取り組める環境を整えていきたい。



## 6 刑事弁護，会員窓口，広報について

副会長 深沢 岳久 (49期)



### 1 刑事弁護センター

本年4月1日に副会長に就任した直後から，刑事弁護センターが通常どおりに運営できなくなることを想定して，同センターの業務の維持・継続を図るための検討を行った。ところが，新型コロナウイルスのような事態を想定した取り決めは存在しなかったため，最大震度5以上の地震を念頭に置いた「東京三弁護士会刑事弁護センターの危機対応についての申し合わせ」に準じて，当番弁護の配点を行うことにした。本年度は当会が運営担当会であるため，担当副会長である私が第一順位の危機管理者となった。万一，会館3階の刑事弁護センターが閉鎖され，6階の当会フロアも利用できない場合には，担当副会長である私の事務所で業務をすることとしたが，幸い現在まで刑事弁護センターで業務を継続することができている。

法律事務所へのFAX通信は当面の間休止することとしたが，弁護人と未決拘禁者との連絡手段確保のため，東京拘置所・立川拘置所の未決拘禁者とのテレビ電話による接見は継続した。

多摩支部会館も閉鎖されたので，多摩支部の刑事弁護担当者は，霞が関の会館6階人権課に出勤して執務をした。また，会館1階の法律援助事務センターにおいては，通訳人の報酬支払を優先して処理することにした。

### 2 法テラス

法テラスによる被告人国選の配点業務は，三密を避けるために会館301会議室において閲覧方式にて継続した。会館への出入りは，4月13日からは，午前9時15分から10時30分の間は地下1階出入口を利用し，午前10時30分以後は，地下1階夜間通用口を利用した。また，会館3階の法テラス霞が関分室が閉鎖された場合，さらに新宿にある法テラス東京で業務がで

きなくなった場合などの業務継続について検討を行い，業務の空白期間を作らないようにするために，暫定的に東京三会に対応することとした。

なお，職員の終業時間が通常より早まったことに伴い，裁判員名簿等についての法テラスからの連絡については，当会の刑事弁護嘱託弁護士が個別に対応した。

### 3 会員課

各種届出・証明書については，緊急事態宣言発令後も郵送での手続きが可能なものについては，対応を継続した。5月上旬には，戸籍謄本等請求用紙につき新たに郵送販売を開始し，また停止していた証明書自動発行機の稼働を再開した。6月1日からは窓口での業務を再開した。

当会では，勤務時間内は職員が電話を受けていたことから，日弁連や一弁，二弁のサービスに関する問い合わせや他会所属会員に関する苦情にも対応した。

弁護士会照会の業務は，少ない人員で案件処理をする工夫をし，郵送受付を継続しつつ，6月1日からはボックス受付も開始し，6月15日から窓口受付を再開した（4月は1546件，5月は1464件，6月は2225件を処理した）。また，従前，当会が立て替えた着払い郵送費用や謄写料は現金を窓口へ持参してもらっていたが，新たに振込による立替金精算を実施した。さらに，テレワーク中の会員からの要望に応え，新たに回答書を登録上の自宅に郵送できるようにした。

### 4 広報課

市民及び会員への情報提供のためWebサイトの更新・情報掲載，当会がメールアドレスを把握している全会員に宛てたメルマガ臨時号の発信（4月に3号，5月に6号，6月に1号），マスコミからの取材対応をした（4月は12件，5月は4件，6月は4件）。

## I 当会の対応について

## 5 刑事弁護における会員の利便性向上

緊急事態宣言を受けて人との接触回数を減らすため、私を含む三会の刑事弁護担当副会長が東京地方検察庁と交渉した結果、6月8日から、検察庁は公判係属中の事件の開示証拠の謄写について、検察庁

窓口での申請に加えて新たに郵送又はFAXによる申請を可能とした。これにより、それまで会員は、検察庁へ申請時と受領時の2回出向く必要があったものを、受領時のみ（2回を1回）に削減することができた。

## 7 海外の弁護士会との情報交換、研修について

副会長 箭内 隆道 (53期)



## 1 国際会議

当会は、世界6か国（7会）の弁護士会と友好協定を締結しており、またいくつかの国際法曹団体にも加盟しているところ、本年4月以降、以下の「弁護士会会長会議（Bar Leaders Roundtable）」に出席した。

現時点ではいずれも単回の開催で、課題への国際協力など継続的な取り組みの実現等には至っていないが、パンデミック下における各国の法制度運用状況や弁護士会の取り組みが情報共有され、いずれも意義ある会議であった。

すべてオンライン開催であったが、これまで当会国際委員会が間断なく維持してきた良好な関係性のもと、今年度出席した国際委員会担当副会長もスムーズに意見交換を行うことができた。

●4月27日の香港律師会（The Law Society of Hong Kong）主催 “Resilience through COVID-19”

世界各国の57の弁護士会が参加。会議中に「弁護士会として最も必要な会員への支援は何か」についてオンラインアンケートが実施されるなどした。

●5月18日のUIA（Union Internationale de Avocats；国際弁護士連盟）主催会議

当会が4月に発出した新型コロナ対応に関する会長声明の英語訳文を提出した。

●5月28日のWCBL（Conference of World City

Bar Leaders；世界大都市弁護士会会議）主催会議

本会議体は、当会がニューヨーク・ロンドン・パリの各弁護士会と共に発起人として発足された会である。当会は、緊急事態宣言下での当会の取り組みをまとめた説明文を提出した。

●9月10日のローエイシア（LAWASIA）の弁護士会会長会議

日本からは日弁連と当会がプレゼンテーションを行った。緊急事態宣言下において、東京三会は東京都との連携を模索する中で東京都感染拡大防止協力金に関する法律相談業務を受託しており、プレゼンテーションでは、自治体の連携例としてかかる取り組みについても言及した。

## 2 研修

緊急事態宣言下で弁護士会館への立ち入りが制限されていたため、今年度前半は研修を実施できない状況が続いていたが、弁護士研修センター運営委員会の尽力により、6月11日、緊急企画としてYouTubeでのライブ配信研修会「新型コロナと労働問題～労使それぞれの立場から」を開催し、当会として新しい研修実施形態に先鞭をつけることができた。

当企画はライブ配信で常時200名が接続参加しており、その後東弁ネット研修で約1か月間公開した（なお、研修については「会員アンケート」（18-19頁）も参照していただきたい）。

## II 弁護士業務と新型コロナウイルス対応

## 新型コロナウイルス感染拡大と災害対応

災害対策・東日本大震災等復興支援委員会委員長 高岡 信男 (40 期)



## 1 新型コロナウイルス感染症の特徴

新型コロナウイルス感染症は感染すると高齢者や基礎疾患を持つ方が重症化しやすく、ときには死亡することもある病気として広く知られた。わからないことの多い未知の感染症であることに加え、有名芸能人の死亡報道があり、私たちに強い不安と恐れを感じさせた。そのため、感染確認者に限らず感染者に触れざるをえないエッセンシャルワーカー\*1とその家族に対する偏見、差別、嫌がらせが発生した。日本赤十字社は2020年3月26日に「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう!—負のスパイラルを断ち切るために—」をウェブサイト上に公表し、不安の感染から差別の感染につながっていくことの注意喚起をした。また、政府が、外出や事業活動の自粛要請を行ったところ、自粛していないと見られる人や事業者に対し張り紙やネット上で攻撃する自粛警察といわれる人たちが現れた。今回の新型コロナウイルス感染症に見られたこうした社会状況は次の感染症の教訓としなければならない。

国は、新型インフルエンザ特別措置法を改正し、附則第1条の2において、新型コロナウイルス感染症を第2条第1号の新型インフルエンザ等とみなし、3月13日に公布し、3月14日に施行した。政府及び地方自治体は感染症法のほかはこの特措法に基づいて対策をとることが可能になった。

## 2 弁護士業務上の注意点

会員としては、新型コロナ感染予防に努めながら、いわゆる新しい生活様式(下図参照)のもとで、事業活動のガイドラインを参考に弁護士業務に従事することになる。

感染してしまった場合は事業を休止しなければならないし、濃厚接触者となった場合は自宅待機など勤務を控えなければならない。そのような場合に備え、個人として事務所として事業継続計画を作っておくことが求められる。感染確認されたときや濃厚接触者となったときはプライバシー保護に配慮しつつ安全配慮義務に基づき相談者や顧問先に連絡したい。

今後社会は働き方改革が進んでいくはずである。弁護士の事業活動も革新が続くと思う。事務所全体で柔軟な勤務の方式を採用し、地震災害や感染症災害に備えることが求められる。十分なコミュニケーションを実現するのに面談に勝るものはないと考えられるから、感染予防をしてコミュニケーションを確保するようにしたい。

## 3 新型コロナウイルス感染症と災害対策委員会の活動

災害対策委員会規則では第2条において感染症のま

- ☐ まめに手洗い・手指消毒 ☐ 咳エチケットの徹底
- ☐ こまめに換気(エアコン併用で室温を28℃以下に) ☐ 身体的距離の確保
- ☐ 「3密」の回避(密集、密接、密閉)
- ☐ 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- ☐ 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



\*厚生労働省<「新しい生活様式」の実践例>より

\*1: 医療機関・介護施設・保育園などで高い感染リスクにさらされながら働く人たち



ん延を「災害」と定義している。第1条において、大規模災害が発生した場合に備え、平時から災害対策を協議し、非常時において会員の業務の速やかな機能回復及び被災した市民の法的需要に応え、もって市民の人権を擁護することを目的としている。

新型コロナ対策では、まず当会のウェブサイトを利用して市民に情報提供することにした。正確な情報と問題解決に向けた法律情報の提供のため、3月6日に「新型コロナウイルスに関する生活問題Q&A」を当会ウェブサイト公開した。4月9日に改定増補版を公開した（右図参照）。

そして当会会員を対象に4月2日に新型コロナウイルス感染症にまつわる法律相談のための研修を実施した。当委員会は、災害を正しく怖れて対策を行うことをモットーとする委員会であり、三密を避けて安全策を講じた上で、会館502会議室を使って集合型で実施した。

日弁連は4月早々に一つの電話番号で全国の市民や事業者から相談を受け付け、相談者を地元の単位会に紹介する制度を行おうと企画した。4月7日に、政府が緊急事態宣言を行い不要不急の外出の自粛を要請したため、日弁連は職員を原則として自宅待機とし、弁護士によって電話受付をすることにした。当会災害対策委員会において4月20日から5月19日まで日弁連の要請に応えた。会館510会議室において遮蔽を設けドアの開放による換気を行うなどして電話受付を行った。

東京都は、4月16日から5月25日（政府の緊急事態宣言終了日）までの期間に営業時間を短縮する等の協力をした都内の事業者に対し、感染拡大防止協力を支給することにした。この支給制度に関しクレームや不正申請で悩みをかかえた東京都産業労働局から東京三会に弁護士の派遣依頼があった。当会は災害対策委員会から派遣することになり、7月9日から8月7日まで1人2時間ずつ1日3人の弁護士を派遣した。

#### 4 新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時における弁護士・弁護士会の役割について

当会には災害対策マニュアルがあり被災時の事業継続計画が定められているが、地震災害を想定した事業



継続計画であった。感染症の感染拡大という災害を想定したものではなかった。3月2日に法律相談センターでの面談相談が休止となり、相談アクセスの遮断は長く続いた。4月8日から図書館が休館した。会員にとって図書館が重要であることを再認識し、対策を講じて再開するように働きかけた。

対外的には、地震や水害による災害の場合は、被災地に行って被災した市民や事業者支援情報を提供することや悩みごとの相談に応ずる面談相談・電話相談活動を行うことによって、市民の生活の再建を図ることが期待されている。新型コロナ禍の場合、裁判所が2020年4月上旬から裁判業務を原則休止した。裁判が進まなくなり国民の裁判を受ける権利が後退した。裁判業務の再開を働きかけることも弁護士・弁護士会の役割であることが明らかになった。

弁護士会の事業活動のあり方について検討する必要がある。4月7日、政府が緊急事態宣言を発出したことを受け、日弁連は4月8日窓口業務、委員会業務を停止し、会員からのアクセス、市民からのアクセスを遮断した。当会は、4月7日以降、役員及び災害対策委員並びに非常時参集職員で弁護士会として必要最小限の活動を継続することとし、会員のために弁護士法第23条の2照会手続、各種証明書発行事務の郵送受付を継続し、市民や会員からの電話による問い合わせに対応を継続した。職員を出勤させたことについて疑問視する会員がいるので、感染予防対策を講じて事業を継続したことの意義を検討し次回に活かさなければならない。

弁護士・弁護士会の役割の一つは人権の擁護である。国や自治体は生命・健康を守るために自粛要請という方法で行動の自由を制限し事業活動を制約した。生命・健康を守るためではあっても、不当・不合理な人権の制約が行われることがないように注視し対応することも弁護士・弁護士会に求められている。



## Ⅲ 法律相談への対応、市民への情報提供について

## 1 法律相談センターのコロナ禍への対応について

法律相談センター運営委員会委員長 三上 理 (53 期)

## 1 法律相談センターの休止

## (1) 法律相談センターの全面的な休止

東京三会では、新宿・霞が関・蒲田の各法律相談センター（以下「三会センター」という）を運営している。また、当会単独では、錦糸町・池袋・北千住の各法律相談センター（以下「東弁センター」という）を運営している。

2020年3月2日、これらの法律相談センターは、コロナへの対応として面接相談を休止し、電話相談（事前予約制）に切り替えた。その後、4月1日から、うち東弁センター（錦糸町・池袋・北千住）では、事務所待機型の面接相談（予約日時に担当弁護士の事務所で面接相談を行うというもの）を始めた。

しかし、同月7日、緊急事態宣言が発令されたことを受け、同月8日から5月6日までの間、三会センターおよび東弁センターは、いずれも、全て休止した。

法律相談センターの全面的な休止には、批判もあった。4月10日、東京新聞記事は、「人権の砦 今こそ出番では」と題する記事で、「困窮する人々が増えて今こそ、出番ではないのか」と指摘している。

## (2) 弁護士紹介センターでの対応

当会の弁護士紹介センターは、離婚、遺言相続、労働問題（労働者側）、消費者問題、建築紛争などの分野について、当会に所属する弁護士を相談者に紹介している。

各法律相談センターが休止している間も、弁護士紹介センターは稼働した。日弁連の「新型コロナウイルス法律相談全国統一ダイヤル」による電話法律相談も、当会では、弁護士紹介センターの枠組みを利用して実施した。

弁護士紹介センターへの申込受付は、従来、インターネットおよびFAXに限られていたが、5月上旬からは、電話での申込も受け付けることとなった。

## (3) 受任審査および報酬審査

当会では、4月14日から5月6日までの間、受任審査および報酬審査の業務も休止した。そこで、各担当弁護士は、審査業務が再開される前に受任せざるを得ないときは、審査業務の再開後に、事後審査の申出をすることとなった。

5月7日からは、法律相談センターの再開に伴い、審査業務も再開しているが、同日から当面の間、受任審査（本来であれば、原則として面接審査が必要となる）は、書面審査で足りることとしている。

## 2 法律相談センターの再開

## (1) 弁護士会電話無料相談の再開

5月7日には、弁護士会電話無料相談を再開した。弁護士会電話無料相談は、事前予約不要で、東京都内からのみつながる電話に弁護士が出て、15分程度で、法律に関する質問に答えるというものである。

## (2) 各法律相談センターの再開

三会センターの霞が関では5月13日から、新宿では5月28日から6月末まで、従前の面接相談の代替として、事前予約制の電話相談（ただし、担当弁護士が各法律相談センターに来所して、予約日時に、相談者との電話で30分の法律相談を行うもの）を実施した。

また、三会センターの蒲田と東弁センター（錦糸町・池袋・北千住）では、5月13日から6月21日まで、面接相談の代替として、事前予約制の電話相談（ただし、担当弁護士は各センターに来所せず、各自の事務所に待機して、予約日時に、相談者との電話で30分の法律相談を行うもの）を実施した。

その後、三会センターの蒲田と東弁センター（錦糸町・池袋・北千住）は6月22日から、三会センターの新宿は7月1日から、それぞれ面接相談を再開している。

ただし、霞が関では、現在に至るまで、面接相談は再開せず、事前予約制の電話相談を継続している。

面接相談の実施に当たっては、各センターとも、相談者および弁護士はマスクを着用した上で、手指消毒をしてから入場することとし、入場時には非接触型の体温計での検温、体調の問題がないことの確認をしている。また、弁護士と相談者との間には飛沫対策の亚克力板を設置し、換気のために相談室のドアの一部を開放し、相談者の入れ替わり時には相談室内の消毒を実施するなどの対策を行っている。

### (3) 継続相談の方法(電話または Web 相談)

当会では、5月7日から当面の間、各法律相談センターの相談担当弁護士は、継続相談を実施するにあたり、相談者の希望がある場合には、電話または Web その他の方法で継続相談を実施することができることとしている。

## 3 法律相談の内容

### (1) 日弁連・新型コロナウイルス法律相談の実施状況

4月20日から7月22日までの間、日弁連の新型コロナウイルス法律相談を実施した。非事業者からの法律相談は、282件あった。その内訳としては、労働問題が86件、消費者問題が71件、公的支援制度に関する相談が22件、賃料問題が20件、借入金問題が15件であった。

### (2) 各法律相談センターで実施した法律相談の内容

各法律相談センターの法律相談でも、コロナ関連の相談として、例えば、労働問題として、休業手当をもらえない、退職せざるを得なくなった、職場のコロナ対策が不十分などの相談が多く寄せられた。消費者問題として、結婚式・留学・旅行などのキャンセル料に関する相談も多かった。収入の減少により借入金や賃料を支払えないとの相談や、特別定額給付金・持続化給付金の申請方法に関する相談も、相当数あった。

とはいえ、各法律相談センターの実施した法律相談では、全体的にみれば、コロナ禍とは直接の関係をもたない通常の法律相談が圧倒的に多数であった。

## 4 法律相談センターの今後

霞が関では、相談室が狭いこと、換気がよくないことなどが懸念され、いまだ面接相談の再開の目途は立っていない。面接相談を再開した他の各法律相談センターでも、以前より限定された枠での相談を余儀なくされている。法律相談センターの収支は、いうまでもなく、極めて厳しい状況にある。

それだけでなく、近年、財務の適正化という名の下に、法律相談センターの運営に要する賃料および人件費等の経費の大きさが問題とされてきた。従来から、法律相談センターを「ハコモノ」と呼び、その縮小を求める意見があることは、事実である。

しかし、今回、改めて、弁護士会が法律相談センターを設置・運営していることの意味が再確認された面もある。各法律相談センターでは、3月2日から面接相談を休止して、電話相談（事前予約制）を実施したが、予約受付の電話でそのことを伝えたと、相談者が面接相談の再開を待つと言って相談に至らないケースも少なくなかった。東弁センターでは、4月1日から事務所待機型の面接相談を始めたが、意識のない弁護士の事務所に訪ねていくことへの抵抗感を示す相談者も多く、電話相談よりもかえって相談に至らないケースが増えるという傾向がみられた。弁護士紹介センターでの相談配点件数は、1か月で約10件程度から約40～50件程度に増えたとはいえ、従前の法律相談センター（新宿・霞が関・蒲田、錦糸町・池袋・北千住）の相談件数が1か月で1400件～1700件程度で推移していたことからすれば、緊急事態宣言による法律相談センターの休止期間中の相談者の需要に十分に應えることができたとはいえない。

そこに法律相談センターがあるからこそ弁護士に相談できる（法律相談センターがなければ弁護士への相談に至らない）という相談者は、必ずいるはずである。コロナ禍により、法律相談事業の収支は、従前と比較してもさらに厳しい状況にあるが、可能な限りの経費削減に努めながらも、このコロナ禍の下でも、どうやって法律相談センターを維持していくかを模索していく必要があると思われる。

## 2 中小企業法律支援センターの 新型コロナウイルス対応の取り組み

中小企業法律支援センター本部長代行 堂野 達之 (52 期)



### 1 はじめに

新型コロナウイルスの感染リスクが高まる中、中小企業法律支援センター（以下「当センター」という）は、本年4月に正副事務局会議（本部長代行、副本部長、部会長・PT座長、事務局長、事務局次長等で構成される）のメンバーに有志を加えて「新型コロナ対策本部」を設置し、各種の対策を決定、遂行している。内部的には、本年6月にオンライン出席が認められる以前から、非公式にZoomを活用した会議、意見交換、情報交換に努め、2月の早い段階から各種研修講座をネット研修に切り換えた。

### 2 法律相談

#### (1) 一日無料電話法律相談

本年3月24日に一日無料電話法律相談を実施し、5件の相談があった。緊急事態宣言前で件数自体は少なかったが、当センターとしてはいち早くコロナ対応の姿勢を打ち出すことができ、相談担当者用に有益情報の収集整理を開始し（これが後述する事業者向けQ&A集やリンク集に結実する）、コロナ関連の情報が経営者に行き渡っていない現状を把握できたなどの収穫があった。

#### (2) 通常のコンシェルジュ対応の相談

当センターは、独自の電話番号（03-3581-8977）

と日弁連の全国共通の電話番号のひまわりほっとダイヤル（0570-001-240）による架電、及びウェブでの申込による法律相談を受け付けている。配点担当弁護士（コンシェルジュ）が電話で事案の概要を聴き取り、事案に適した相談担当弁護士（紹介名簿に登録）を紹介するのが特徴である。コンシェルジュの電話対応と、担当弁護士の相談初回30分は無料である。

一日無料電話法律相談の前から、コロナ関連の相談に対応する旨周知した。本年4月7日に緊急事態宣言が発出されたが、田島正広担当副会長をはじめとする理事者の決断により、緊急事態宣言後も通常相談を継続していくこととなった。

日弁連経由での事業者向け法律相談は、通常のひまわりほっとダイヤルに加え、新型コロナ特設ダイヤルの事業者向け電話相談（期間は4月20日から7月22日まで）にも対応した。緊急事態宣言後、第二東京弁護士会が法律相談を全面休止し、第一東京弁護士会は事業者向け法律相談を縮小したため、その分当会への配点件数が増加した。

緊急事態宣言期間中は、担当の業務課は執務人数を縮小したが、工夫して配点業務を変わず続けた。相談件数増加に伴い、コンシェルジュを適宜増員した（通常は平日14時から16時に1名執務）。日弁連の新設コロナ特設ダイヤルは電話相談であったため、紹介名簿に登録している委員が臨時で対応した。

#### (3) 相談件数と内容

相談件数は、コロナ禍による相談が増えたため全体に増加した。特に日弁連経由の相談は、他会の相談業務の休止・縮小もあり、かなり増加した。本年度の相談受付件数の対前年度比率は、4月が195%（日弁連経由278%）、5月が194%（日弁連経由223%）、6月が182%（日弁連経由181%）であった。

コロナ関連の相談件数は、当職が把握する限り、3月は10件、4月は80件と急増したが、5月は36件と落ち着いた。

弁護士による  
新型コロナウイルス感染でお困りの  
中小企業・小規模事業者の皆様へ  
**一日無料電話相談会**  
▼こんなお悩みにお答えします！▼

- 雇用** ●小学校の一時休校の要請に伴い欠勤する従業員に賃金や休業手当を支払う必要がありますか？  
●新型コロナウイルスに感染したくないと書いて出社拒否した従業員に出社命令を出せますか？
- 取引** ●海外からの部品が入庫できず、商品を取引先に納入できない場合責任が生じますか？  
●取引先から経営が難しいからと突然取引停止とされましたが、どうしたらよいでしょうか。
- 資金繰り** ●飲食店のキャンセル続きで資金繰りが苦しいです。どうしたらよいでしょうか？  
●新型コロナウイルスの影響で顧客が減り売上げが激減したのですが従業員を解雇できますか？

日時 2020年3月24日(火) 10時~16時  
下記電話番号に電話し、電話を受け付けた者に「事業者向けの新型コロナウイルス電話相談」とお伝えください。相談担当の弁護士がお困りごとについて電話で15分程度無料相談をお受けいたします。

TEL 03-3581-8977  
東京弁護士会中小企業法律支援センター



相談の内容は、当初は、資金繰り対策、公的融資や助成金等が多かったが、やがて貸借関係が増え（主に借入側からの貸料の支払い）、その後、各種契約関係や損害賠償なども増え、内容が多彩となってきた。今後には備えての予防的な相談もあった。

コロナ関連以外の通常の相談も多く、コロナ禍の緊急事態にあっても、相談業務を続ける必要性が感じられた。

#### (4) 総括

緊急事態宣言後は、当会の法律相談センターが休止し、他の東京二会も法律相談が休止・縮小という厳しい状況に陥った（勿論、それ自体はやむを得ないことであるが）。当センターが事業者向け相談を通常どおり継続したことにより、他会が対応できない日弁連経由の相談に対応し、事業者への法的サービスを安定的に提供する弁護士会の責務を一定程度果たすことができた。

これもひとえに、理事者の英断と、執務態勢の縮小を余儀なくされながら、相談体制の運営に工夫と配慮を重ねていただいた業務課の皆さんのご尽力、増員の要請に快く応じたコンシェルジュの皆さん、相談体制の運営を支えていただいた当センターの正副はじめ委員の皆さんのおかげである。

組織の真価は危機のときにこそ問われる。当センターは、日頃より、若手会員を中心に、各々が役割をきちんと果たしていき、何かあったときはサポートし合っているが、このコロナ禍において、サステナブル（持続可能）な特長をいかに発揮することができた。

意識の高いコンシェルジュの委員を多数擁していた（本稿執筆時点で68名）ことも大きかった。申込みを電話かウェブ、コンシェルジュ対応を電話で行うため、三密回避が求められるコロナ禍で相談体制がうまく機能した面もあり、非接触型の法律相談の参考例になると思われる。

### 3 情報発信

- (1) 当センターは独自サイト\*1を運営し、本年3月より、コロナ禍で困窮する事業者向けに、「新型コロナ関連

情報」のコーナーを設けて、多様な情報を提供している（本年6月1日にサイトをリニューアルし、トップページにバナーを大きく目立つように配置した）。

新型コロナウイルス対策に関する各種Q&Aとして、資金繰り対応、下請法、契約・取引関係、労働関係、不動産賃貸借の各分野について公開している\*2。

各種有益情報リンク集として、コロナ対応のための公的機関等の相談窓口や情報の各種リンクを分類、整理して、日を置かずに更新している\*3。

また、当センターの委員が、各種メディアから取材を受けたり、コロナ関連の記事を執筆することもあった。

- (2) 上記のQ&Aやリンク集に関しては、他会の弁護士や他士業等の多くの方々から、膨大な情報が整理され、内容も詳細で分かりやすい、事業者支援のために参考にしたいと、好評をいただいている。

独自サイトの閲覧件数（PV）は、2019年度は月平均1,500件弱であったが、「新型コロナ関連情報」をアップしてから、本年4月で24,480件、5月で15,669件と、激増している。相談件数はそこまで伸びていないが、数多くの閲覧者が有益情報リンク集等を見て、必要なリンクへアクセスしていることも推測される。

閲覧件数の増加により、当センターの認知度も高まっており、今後の相談件数の拡充につなげたい。

### 4 今後に向けて

現時点で、新型コロナの収束の見通しは立たないものの、当センターとしては、通常のコンシェルジュ対応の法律相談を拡充し、各種情報発信をこまめに行い、各PTで旬のテーマの研鑽を積み、経営者に寄り添う支援を続けていきたい。また、Zoom等のオンラインを活用した、他士業との連携やアウトリーチも進めていく予定である（既に税理士や弁理士との共同勉強会などをオンラインで開催している）。「ウィズコロナ」「アフターコロナ」そして「ビヨンドコロナ」も見据えていきたい。

\* 1 : <http://cs-lawyer.tokyo/>

\* 2 : <http://cs-lawyer.tokyo/column/2020/03/05.html>

\* 3 : <http://cs-lawyer.tokyo/column/2020/05/01.html>



## IV 会員アンケート結果報告

## 会員アンケートの実施結果について

副会長 箭内 隆道 (53 期)



当会は、緊急事態宣言直後の5月1日、本会独自のアンケートを実施し、回答期限の5月11日時点で1003名の会員から回答を得られた。その後、出勤体制の変更やテレワークの導入等を含めた各会員の執務状況等に関する回答部分については5月21日に速報版として当会会員向けWebサイトにて公表した。

本稿では、「弁護士会への要望」として寄せられた回答（回答者数663名）をカテゴリー化して紹介するとともに、各要望を受けての当会の対応、取組みについて説明したい。

## 1 アンケート回答（弁護士会への要望）

## ○会費の減免、納入猶予、見直しを求めるもの【118件】

## ○法律相談関係【68件】

## ○会務活動関係

- ・委員会のWeb会議化・ペーパーレス化等【53件】
- ・その他会務等のWeb会議化・ペーパーレス化等【28件】

## ○弁護士会の窓口業務関係

- ・再開、郵送対応、IT化（オンライン申請を可能にする）を求めるもの
  - ① 全般について【19件】
  - ② 23条照会【23件】
  - ③ 各種証明書発行【17件】
  - ④ 受任審査について【3件】
- ・職員の勤務体制、給与支給に関する意見【5件】
- ・多摩支部に関する意見【3件】

## &lt;その他&gt;【3件】

## ○弁護士会館の利用再開を求めるもの

- ・合同図書館（書店の再開含む）【57件】
- ・会議室、面談室【10件】

## ○裁判所の期日再開・機能回復、IT化への申し入れ・

## 協議の希望【48件】

## ○情報提供、広報を求めるもの

- ・弁護士の役割・活動の広報【6件】
- ・会員向けの情報提供（業務、経営、公的支援制度、コロナ相談対応、アンケート結果の開示、会館業務状況等）【19件】
- ・会員（事務所）向けテレワークに関する情報提供【12件】
- ・市民向けのコロナ関連情報等の広報【4件】

## &lt;その他&gt;

- ・弁護士会のBCPは分かりやすいところに会員向けに公開してほしい
- ・弁護士会利用者、職員の感染発覚時の情報提供体制の広報
- ・テレビ電話システムを使ったあっせん

## ○研修関係

- ・研修の再開（オンライン化を含む）等を求めるもの【12件】
- ・コロナ関連相談の研修を求めるもの【3件】

## &lt;その他&gt;

- ・研修の動画配信には全部字幕をつけてほしい
- ・業務維持のための研修を行って欲しい

## ○理事者への評価・激励【17件】

## ○弁護士会の財政見直し、経費削減を求めるもの【11件】

## ○弁護士への経済的支援（給付金や融資等）を求めるもの【9件】

## ○修習貸与金支払い猶予、免除の申し入れを求めるもの【8件】

## ○その他

- ・職印を押印する場面を減らしてほしい（電子印鑑の導入）【4件】
- ・投票の電子化【3件】
- ・骨髓提供同意立会について【2件】

- ・会長声明について【1件】
  - ・必要最低限の業務以外全ての停止を求めるもの【1件】
  - ・業務妨害に対する支援が滞ることへの心配【1件】
  - ・刑事記録の謄写を郵送, FAX, データ送信で可能にするよう交渉を求めるもの【1件】
  - ・テレワークできない事務所の業務停止要請【1件】
  - ・送付物を自宅で受け取れるようにしてほしい【1件】
  - ・国会ないし国会議員にWeb公開も裁判の公開の一形態とする旨の法改正を提言してほしい【1件】
- 特になし（現状維持含む）【134件】

## 2 当会の対応

・**会費の減免**については、当会が当面の課題としている「月額2000円減額」の前倒しも含め議論されたが、その後の事態の推移や当会の財政状況全般を慎重に検討し、結論としては一律の措置は講じていない。

・**会務のWeb化・ペーパーレス化**についてはこのコロナ禍で一気に導入が進んでいるが、本年度後半はいわゆるハイブリッド式のWeb会議をより快適に行えるようモニターやマイク等会館側の設備を整えとともに、6月の規則改正後の運用状況を分析し、Web会議での審議可能事項の拡大を含めたガイドラインの見直しも検討する予定である。

・**職員の執務体制**については今夏から一定のテレワークシステムの導入を始め、職員及び役員についても現在試行を行なっている。また、各種オンライン申請については当会のシステム全般の更新にも関わる問題として即時の対応が難しい面もあるものの、例えば23条照会申請をオンライン（メールを含め）でも可能とするような他会の取り組みも確認しており、そのような例も参考に当会でも検討を進めていく。

・**裁判所に対する期日再開等への要望**については、4頁及び6頁での説明のとおり、東京地裁には5月末及び7月末に東京三会から期日再開や審理促進に向

けた協議を求める要望書を提出し、さらに、7月末に提出した要望書に本アンケートで具体的に寄せられた会員の声（裁判所の対応への受け止め方・現に生じている問題状況・審理促進のための具体的提言）も添付した。その後9月の司法協議会（東京高・地・家裁、東京高・地検、東京三会及び関弁連による協議会）では、東京地裁側から、弁護士会側からの指摘を受け業務縮小についての考え方を一部再検討する旨の説明も受けた。

ただし、裁判所に対して緊急事態宣言下での業務縮小が過剰であったことを指摘するにあたっては、弁護士会の対応を自ら検証する必要があることも承知しており、最終的には当会のみならず少なくとも会館を共用している東京三会及び日弁連とともに、「司法サービスはたとえ緊急事態宣言下においても必要不可欠な業務である」との認識に立脚した業務継続計画の更新が必要になるものと考えるところである。

・**研修**については、会館の物理的閉鎖とともに講師の確保にも苦労したという実態もあったものの、研修再開を求める声に応じる形で当会初の試みであるYouTube配信による研修を実施した。今年度後半もZoomのウェビナーの使用を開始することによりWebによる研修の体制を維持していく方針である。また、今後、テレワーク導入に関する研修など、アンケートで要望の多かったテーマについても取り上げる予定である。

・**その他、コロナ禍での情報発信・情報公開等に関する意見**については、主としてマンパワーの関係で対応に至らなかったものがあったことは事実であり、引き続き当該問題に関係する委員会での検討依頼等を行う予定である。

・今般の緊急事態宣言下においては、会館への出入りが事実上閉鎖されてはいたが、本特集にてご説明したとおり、当会では役職員の出勤を適切な範囲で維持しつつ、会員や社会から刻一刻と寄せられる要望に対処すべく業務を継続していた。これについて、多くの会員からご理解をいただいたことに感謝申し上げたい。